

【ネーミングライツスポンサー募集に関する問い合わせ一覧】

No	質問内容	回答
1	<p>ネーミングライツ契約期間中に、新規施設ができる等の事情が生じたことにより利用者数等が減少し、当初見込んでいた宣伝効果が見込まれなくなった場合、契約期間中のネーミングライツの取扱いはどうなるか。</p>	<p>県とネーミングライツスポンサー間で協議のうえ、ネーミングライツの取扱いについて定めていくこととなります。</p>
2	<p>ネーミングライツ契約後、命名権の他に当該施設の利用等において、特典はあるのか。</p>	<p>現時点では命名権以外の特典を想定していませんが、地域貢献やスポーツ振興を目的とした当該施設の利用の計画がある場合は、選定にあたり考慮されますので、具体的な内容を申込書類コの「今後の計画」に記載、それ以外の要望については申込書類と合わせて「要望事項」として提出をお願いします。</p> <p>なお、提出された「今後の計画」や「要望事項」については、県、指定管理者、ネーミングライツスポンサー間で協議の上、取扱いについて決定していくこととなります。</p>